

No.	質問	回答
補助対象者		
1	補助が受けられる業種は？	中小企業基本法第2条に定める中小企業者が対象となります。 https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html (中小企業庁HPリンク) ただし、性風俗関連特殊営業・当該業務に係る接客業務受託営業を行う事業者は対象外となります。
2	大企業である親会社から出資を受けているなどの「みなし大企業」は補助対象となるか？	次の①から③のいずれかに該当する場合は、「みなし大企業」に該当し、補助対象となりません。 ① 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外のものであって、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業者 ② 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者 ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
3	県内に本社がないと対象とはならないか？	県内に主たる事務所・事業所を有することが条件となります。
4	創業間もないが、補助の対象となるか？	創業間もない場合でも対象となりますが、創業時の事業分野から新たな分野への進出や、創業時における製品・サービス等から新製品・新サービス開発・生産プロセスの改善等を図るものが対象となり、これらのための資格取得やスキルアップのための研修参加費等が対象となります。
5	新たな事業分野への進出、新製品・新サービスの開発、生産プロセスの改善とは具体的にどのようなことか？	個々の中小企業者にとって「新たな事業活動」であれば、既に他社において採用されている技術等を活用する場合でも対象となります。 ただし、同業他社における当該技術等の導入状況から判断し、既に相当程度普及している技術等の導入については対象外となります。
6	また、具体的な事例はどのようなものが想定されるか？	<例> ・豆腐の絞り器を製造しているメーカーが、絞り器のノウハウを利用して、家庭でも使えるジュース絞り器を開発し、顧客層の拡大と売上の増大につなげる（新製品の開発・生産） ・美容室が、顧客の顔を撮影し、コンピューターで髪型をシミュレーションできるシステムを開発して、顧客層の拡大と売上の増大につなげる（新役務の開発・提供） ・食品加工業者が、製品のトラブルの発生を防ぎ、消費者・取引先からの信頼を得るために、新しい品質管理のシステムである「HACCP（危害分析重要管理点方式）」対応の新工場を建設する（商品の新たな生産又は販売の方式の導入） ・写真館が、撮影のデジタル化に対応し、撮影した写真をその場でお客様がテレビモニターで確認できるシステムを導入し、納期の短縮と売上拡大につなげる（役務の新たな提供の方式の導入）
対象経費		
1	どのような経費が補助対象となるのか？	具体的には、外部研修・講座・eラーニングの受講料、外部講師の招聘費用などが対象となります。
2	補助対象外となる経費はどのようなものか？	教育研修費であっても、次の経費は対象外となります。 ・新人研修など内容が初歩的かつ一般的な内容である研修に係る経費 ・自社の従業員等を講師とする研修に係る経費 ・社内研修を開催する場合の会場賃借料、資料代 ・資格試験の受験料 ・従業員等が研修に参加する際の旅費 ・振込手数料

3	補助対象となる研修はいつからのものか？	<p>交付申請書受付日（県での受付日）から令和3年2月末日までが補助対象期間となります。</p> <p>なお、受付日以前に開始された研修等であっても、受付日以降に実施した研修分については対象となります。（ただし、価格表や領収書などで、受付日以降の金額が明示されていることが条件となります）</p>
補助額		
1	補助金の額や補助率は？	補助対象経費（税抜）の1/2、1事業者あたり10万円を上限とします。この場合、補助金の額は千円未満切り捨てとなります。
交付申請		
1	申請に必要な書類は何か？	<p>①申請書（様式第1号）②研修内容を確認できる資料 ③受講料等を確認できる資料 ④誓約書 ⑤県税の未納がないことの証明書 ⑥直近の確定申告書等の写し が必要です。</p> <p>※①については、承認済みの経営革新計画（計画期間内である必要）の提出により、事業計画の記載が不要となります。</p>
2	複数回の申請は可能か？	1事業者につき1回とします。10万円未満の上限額に満たなかった場合も同様です。
申請方法		
1	申請はどのように行えばよいか？	<p>郵送（簡易書留等の送達過程の記録が残るもの）あるいは、「いばらき電子申請・届出サービス」によるオンライン申請により、受付を行います。持参による申請はご遠慮ください。</p> <p>郵送先：〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 産業政策課産業企画Gあて</p> <p>「いばらき電子申請・届出サービス」：https://s-kantan.jp/toppage-ibaraki-t/top/municipalitySelection_initDisplay.action</p>
2	補助金の申請期限はいつまでか？また、いつまでの研修が補助対象となるのか？	<p>補助金の交付申請はR3年1月29日（金）までに県に提出する必要があります（必着）。また、補助金の交付申請受付日（県での受付日）からR3年2月末までの研修等が、補助金の対象となります。</p> <p>ただし、予算額5千万円に達した場合には、その時点で終了となります。</p>
3	申請書類の押印は実印でなければならないか？	<p>代表者印として使用している印鑑で押印願います</p> <p>（ただし印鑑登録がなくても（実印でなくても）支障ありません）</p> <p>申請書類への押印は不要となりました。（令和2年12月17日～）</p>
4	納税証明書は原本でなければならないか？（オンラインの場合は？）	<p>原本を提出してください。（オンラインの場合は原本をスキャンしたデータ）。3か月以内に取得したものに限りです。</p> <p>なお、返却を希望する場合は、交付決定通知と併せて返送するので申し出てください。</p>
交付決定		
1	申請から交付決定まではどのくらいの期間か？	<p>申請書類の修正等が無い場合は、3～4週間程度を予定しています。この期間を経過しても県から交付決定通知書が届かない場合は、県産業政策課までご連絡ください。</p> <p>なお、補助金の対象となる研修等は、申請書の県での受付日以降が対象となります。</p>
事業内容の変更		
1	事業の見直しにより、研修内容に変更が生じた場合、どうしたらよいか？	<p>補助事業変更承認申請書（様式第3号）により県あて申請願います。</p> <p>なお、事業の目的に変更がない場合は、補助対象経費が増額しない場合で、経費区分ごとの配分額の50%以内の変更であれば、変更承認申請は不要です。</p>
2	軽微な変更とは例えばどのような場合か？	<p>補助対象経費が増額しない場合で、経費区分ごとの配分額の50%以内の変更をする場合です。</p> <p>例えば、研修の参加人数や日付、単価などが申請時点から変わってしまった場合などが想定されます。</p>
実績報告		
1	補助金はいつ交付されるのか？	<p>実績報告書を及び精算払請求書を県に提出後、県での審査を経て、請求書に記載のあった口座に振り込みとなります。補助金の支払いは、書類に不備等なければ、請求書の受取後15日程度を予定しています。</p>
2	実績報告書はいつまでに提出する必要があるか？	<p>研修等の事業が完了してから30日以内に県に提出してください。また、最終の締め切り日は令和3年3月10日（水）となります。</p>

3	銀行振込で支払うため領収証が出ない予定であるがどうしたらいいか？	振込明細書（相手方、金額、内容等が確認できるもの）を領収証の替わりとして提出してください。
4	実績報告書を提出する際に添付する受講証明書について、研修実施機関から発行されなかったが、どうしたらよいか？	受講証明書等が発行されない場合は、事業所における研修報告書等の研修等を受講したことが分かる資料を添付してください。